

届出が不要な行為は次のとおりです

1、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの（景観法第16条第7項第1号）（景観法施行令第8条）
(1) 地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等
(2) 仮設（一定期間の使用の後、撤去されるもの）の工作物の建設等
(3) 次に掲げる木竹の伐採
・ 除伐、間伐、整枝その他記竹の保育のために通常行われる木竹の伐採
・ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
・ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
・ 仮植した木竹の伐採
・ 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採
(4) (1)～(3)以外の次の行為
・ 法令、又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
・ 建築物の存する敷地内で行う行為 ただし、次の行為は除きます。（＝次の①～⑤は届出が必要）
① 建築物の建築等
② 工作物の建設等（当該敷地に存する建築物に附属する物干し場、道路（私道を除く）から容易に望見されることのない物干し場その他の工作物、消火設備を除く）
③ 木竹の伐採
④ 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積で高さが1.5mを超える行為
⑤ 特定照明（＝建物・工作物のライトアップ用照明）
・ 農業、漁業又は漁業を営むために行う行為 ただし、次の行為は除きます。（＝次の①～⑥は届出が必要）
① 建築物の建築等
② 高さが1.5mを超える貯水槽、飼料タンクその他これらに類する工作物の建設等
③ 用排水施設（幅員が2m以下の用排水路を除く。）又は幅員が2mを超える農道若しくは林道の設置
④ 土地の開墾
⑤ 森林の皆伐
⑥ 水面の埋め立て又は干拓
2、非常災害のため必要な応急措置として行う行為（景観法第16条第7項第2号）
3、景観重要建造物について、景観法第二十二条第一項の規定による許可を受けて行う行為（景観法第16条第7項第3号）
4、その他政令又は景観行政団体の条例で定める行為（景観法第16条第7項第11号）
(1)（景観法施行令第10条4号）
・ 屋外広告物で、弘前市屋外広告物条例の規定に適合するものの表示又は設置
(2)（市条例第11条第1号）（市条例施行規則第4条）
① 他の法令等の規制により許可等を受けて行う行為
・ 文化財保護法 第43条の2第1項又は第127条第1項の規定による届出に係る行為
・ 青森県立自然公園条例 第11条第2項の規定による認可及び同条例第21条第3項の規定による許可に係る行為
・ 青森県文化財保護条例 第18条第1項又は第42条第1項の規定による許可及び同条例第19条第1項（同条例第43条において準用する場合を含む。）又は第32条第1項の規定による届出に係る行為
・ 弘前市文化財保護条例 第21条第1項の規定による許可に係る行為及び同条例第25条の規定による届出に係る同条第6号の行為
・ 弘前市伝統的建造物群保存地区保存条例 第4条第1項の規定による許可に係る行為
② 通常の管理行為や軽易な行為
・ 建築物の新築、増築、改築又は移転で、当該行為に係る建築面積が10平方メートル以下のもの （新築後、増築後又は改築後において、その建築物の高さが10m（眺望景観保全地区においては8m）を超えることとなる場合を除く。＝届出必要）
・ 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、当該行為に係る面積が10平方メートル以下のもの
・ 建築物又は工作物の改築で、外観の変更を伴わないもの
・ 仮設の建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、存続期間が90日を超えないもの
・ 道路の維持管理のために行う行為
・ 自動販売機の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（次号において「建設等」という。） （※重点地区を除く＝重点地区は届出必要）
・ 道路から容易に望見されることのない垣、柵、塀その他の囲壁（仮設のものを除く。）で囲まれた敷地内における工作物の建設等
・ 堆積期間が90日を超えない物件の堆積
・ 外部から見通すことができない場所での物件の堆積
・ 地盤面下又は水面下において行う行為
・ その他良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと市長が認める行為